

## 議案第 2 1 号

### 久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成22年久喜市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「教育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号）第16条第 2 項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第 204 条第 3 項」に改め、「、旅費及び勤務時間等」を「及び旅費に関し必要な事項」に改める。

第 6 条第 1 項中「地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第16条各号（第 1 号を除く。）又は」を削り、「第 4 条第 2 項第 2 号」を「第 4 条第 3 項第 2 号」に、「地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第29条の規定に該当する」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 7 条第 1 項に規定する職務上の義務違反その他教育長たるに適しない非行があると認める」に改める。

第 7 条第 1 号中「懲戒免職の」を「非違を理由として教育長としての職を失わせる」に改め、同条第 2 号中「地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第16条各号（第 1 号を除く。）又は」を削り、「第 4 条第 2 項第 2 号」を「第 4 条第 3 項第 2 号」に改める。

第 8 条第 1 項中「久喜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改め、同条第 3 項から第 5 項までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条を削り、第12条を第11条とする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に在職するものとされた地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第 2 条第 1 項に該当する教育長が在職している場合は、その在職期間に限り、この条例による改正後の第 1 条、第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 号及び第 2 号、第 8 条第 1 項及び同条第 3 項から第 5 項までの規定並びに第11条の規定は適用せず、改正前の第 1 条、第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 号及び第 2 号、第 8 条第 1 項及び同条第 3 項から第 5 項までの規定、第11条並びに第12条の規定は、なおその効力を有する。

平成27年2月9日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、この案を提出するものであります。